

吹田市市税審議会 会議録

1 日時・場所

平成24年（2012年）2月9日（木）15時00分～16時00分
吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

2 出席者

（委員） 生野会長 大川副会長 山本委員 柿原委員 橋本委員 矢野委員
榎内委員 藤田委員 鶴田委員 友田委員 井川委員 田中委員
（欠席者） 松本委員

（市理事者） 富田 副市長

岡本 財務部長

堀 税務室長

野口 財務部総括参事（資産税課長事務取扱）

杉 財務部総括参事（市民税課長事務取扱）

橋本 財務部総括参事（納税課長事務取扱）

牛尾 税制課長 田辺 税務室参事（税制課）

小林 税務室参事（資産税課） 當 税務室参事（納税課）

江原 税務室参事（納税課）

高田 税制課長代理 曾谷 市民税課主幹

田中 市民税課主幹 門田 納税課長代理

（事務局） 後藤参事（税制課） 樋上税制課主幹 河上税制課係員

3 傍聴者 なし

4 配布物

(1) 吹田市市税審議会会議次第（事前送付）

(2) 市税審議会資料（事前送付）

（ア）吹田市市税条例改正（案）概要（1ページ）

（イ）平成24年度（2012年度）主な地方税制改正（案）の概要（2ページ）

（ウ）給与所得控除の見直し（3ページ）

- (エ) 退職所得に係る個人住民税の見直し（４ページ）
- (オ) 住宅用地に係る据置特例の見直し案（イメージ図）（５ページ）
- (カ) わがまち特例の導入例【固定資産税】（６ページ）

5 会議内容（発言要旨）

(1) 吹田市市税条例改正（案）について

理事者側から資料説明の後、次の質疑がありました。

(委 員) 復興増税ということですが、被災していない吹田市、大阪府が増税になる仕組みについて説明してください。

(理事者) 法律により、平成２３年度～平成２７年度の５年間で実施する、全国的かつ緊急に防災・減災のための施策の財源として市民税が５００円の増税となるものです。

復興基本法の理念に基づき、一定期間、被災地だけ、あるいは被災地以外だけというのではなく、日本全国で負担するために増税するという税制です。国の財政構造上、被災地においては、税収が減るため地方交付税、特別交付金の対象となり、それ以外の地域は、復興増税による税収増のため交付税が減るといった仕組みになります。

(委 員) 今までも災害対策の予算はありましたが、今回の増税分は、その目的のために、従前からあった予算に上乗せされるのですか。

(理事者) 法の趣旨は復興ですが、普通税であり目的税ではありません。吹田市では復興支援や防災のために、平成２３年度は職員の派遣やハザードマップの作成等を実施しました。普通税とはいえ、法律の趣旨から、防災関係に支出しているということを示す必要があると考えています。

但し、国全体の財源調整の中で、様々な制度が絡んでくるため、増税分が全て市の歳入に上乗せされるものではないと考えています。

(2) 平成２４年度（２０１２年度）主な地方税制改正（案）の概要について

理事者側から資料説明の後、次の質疑がありました。

(委 員) 固定資産税の住宅用地に係る特例措置の廃止の議論の背景を聞かせて

ください。

(理事者) 評価替えの年度である平成24年度は全国的に、固定資産税の減収が見込まれたため、その補てん策としての意味合いがあります。

(委員) 据置特例の廃止による影響額は、どの程度ですか。

(理事者) 吹田市の負担水準は平均で90%を超えているので、負担水準の80%から90%への引き上げによる影響額は、固定資産税で約1,600万円、都市計画税で約200万円、計1,800万円程度と見込んでおります。
その90%の壁がなくなる平成26年度では、現在のベースで、固定資産税は約1億円、都市計画税は1,500万円の増額を見込んでいます。

(委員) 土地付き住宅を持っている市民に影響が出るということですか。

(理事者) 土地の税負担が増加したとしても、家屋における評価替えでは、建築物価の下落に伴い非木造家屋で4%、木造家屋で1%の下落が定められており、この影響により年額14億円程度の減額を見込んでおり、昭和60年代以降の建物では10%程度下落になるので、多数の市民にとっては、土地・家屋合わせた税負担は下がる見込みです。

(3) その他

(委員) 今後、市税審議会はどのような予定で開催されるのですか。

(理事者) 例年、2月と7月に開催しています。2月には翌年度の税制改正、7月には前年度の決算の説明をしています。来年度の7月には、わがまち特例の特例率の諮問をさせていただく予定です。

(委員) 事前に改正に伴う影響額のデータを提示してください。モデルパターンでも良いので、委員が理解し易く、変化が分かるような資料を依頼します。

(理事者) 承知しました。

以上